

岩手県大船渡保健所犬抑留所管理等業務仕様書

1 抑留所の維持管理に関する業務

(1) 日常清掃（毎日 1 回実施）

ア 事務所内の清掃

- ① 床
- ② 流し台等
- ③ 紙くず等処理

イ 犬猫舎の床及び檻の清掃

- ① 収容動物の排泄物の処理
- ② 毛、段ボール箱等の処理
- ③ 犬猫舎の床面、腰板、檻の水洗・消毒

ウ 抑留所外の清掃

- ① 敷地内の清掃（除草等）
- ② 排水溝の清掃

2 収容動物の飼養管理に関する業務（朝夕の 1 日 2 回実施）

- (1) 給餌・給水
- (2) 食器、水受けの洗浄・消毒
- (3) 収容動物の管理及び健康チェック

3 業務内容の記録

業務を実施した場合には犬抑留所管理等業務日誌（別紙 2）に実施した業務内容を記録し、1 週間ごとに委託者あて提出すること。

4 異常時等の連絡

管理等業務実施中に事故が発生した場合、動物や施設等に異常を認めた場合は、速やかに委託者あて連絡し指示を受けること。